

Internet week2007

C4 事業者が やってよいこと 悪いことを考えよう

「通信の秘密」と「セキュリティ」
の法律講座

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

まず、通信ってなんだろう？

- ▶ 情報の送受信 本来的な意味
 - おしゃべり
 - のろし
 - 伝書鳩
 - 放送・無線
- ▶ 放送と対比される意味での通信
 - 特定の相手とのやりとり
 - オンデマンドなやりとり



copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

著作権法的な分け方

- ▶ 放送の中に通信がある。
- ▶ オンデマンドなものが公衆送信

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

著作権法における分類

- ▶ すべては公衆送信だ！



copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

通信事業における分類～抜粋

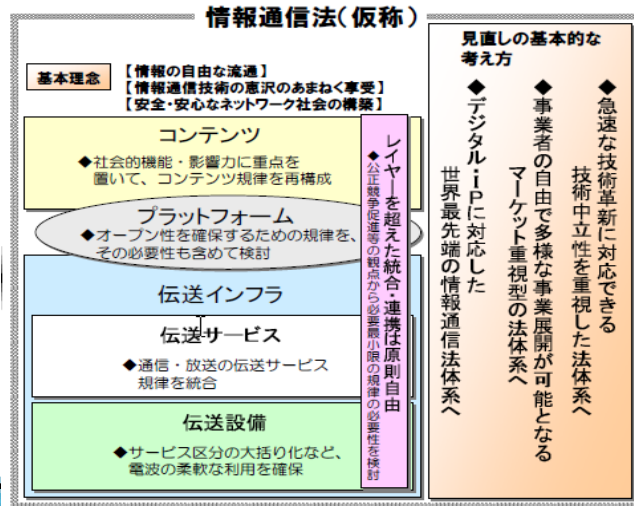
- ▶ 電波法2条1号
 - 「電波」とは、三百万メガヘルツ以下の周波数の電磁波をいう。
- ▶ 有線電気通信法2条1項
 - この法律において「有線電気通信」とは、送信の場所と受信の場所との間の線条その他の導体を利用して、電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けることをいう。
- ▶ 電気通信事業法2条1号
 - 電気通信 有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けることをいう。
- ▶ 放送法2条1
 - 「放送」とは、公衆によつて直接受信されることを目的とする無線通信の送信をいう。
- ▶ 有線テレビジョン放送法2条
 - この法律において「有線テレビジョン放送」とは、有線放送(公衆によつて直接受信されることを目的とする有線電気通信の送信をいう。以下同じ。)であつて、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和26年法律第135号)第2条に規定する有線ラジオ放送以外のものをいう。

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

	通信		放送			
サービス法			有線電気通信 業務利用 放送法	有線テレビジョン 放送法	有線ラジオ 放送法	放送法
	電気通信事業法			有線放送 電話法		
設備法	電波法		有線電気通信法		電波法	

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会 中間取りまとめ」～総務省資料より



Copyright (C) 2013 総務省
All Rights Reserved

通信の秘密ってなんだろう

- ▶ 通信内容の機密性？
- ▶ 通信主体の匿名性？

copyright (C) Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

電気通信事業法

- ▶ (検閲の禁止)
- ▶ 第3条 電気通信事業者の取扱中に係る通信は、検閲してはならない。
- ▶ 第4条 電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。
- ▶ 2 電気通信事業に従事する者は、在職中電気通信事業者の取扱中に係る通信に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。
- ▶ (利用の公平)
- ▶ 第6条 電気通信事業者は、電気通信役務の提供について、不当な差別的取扱いをしてはならない。

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

有線電気通信法

第9条

有線電気通信(電気通信事業法第四条第一項又は第九十条第二項の通信たるものを除く。)の秘密は、侵してはならない。

第14条

- 1 第九条の規定に違反して有線電気通信の秘密を侵した者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。
- 2 有線電気通信の業務に従事する者が前項の行為をしたときは、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

有線電気通信法

▶ 第13条

有線電気通信設備を損壊し、これに物品を接触し、その他有線電気通信設備の機能に障害を与えて有線電気通信を妨害した者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- ▶ 第13条の2 営利を目的とする事業を営む者が、当該事業に関し、通話(音響又は影像を送り又は受けることをいう。以下この条において同じ。)を行うことを目的とせず、多数の相手方に電話をかけて符号のみを受信させることを目的として、他人が設置した有線電気通信設備の使用を開始した後通話を行わずに直ちに当該有線電気通信設備の使用を終了する動作を自動的に連続して行う機能を有する電気通信を行う装置を用いて、当該機能により符号を送信したときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

電波法

- ▶ **第4条** 無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる無線局については、この限りでない。

一 発射する電波が著しく微弱な無線局で総務省令で定めるもの
三 空中線電力が〇・〇一ワット以下である無線局のうち総務省令で定めるものであつて、次条の規定により指定された呼出符号又は呼出名称を自動的に送信し、又は受信する機能その他総務省令で定める機能を有することにより他の無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるもので、かつ、適合表示無線設備のみを使用するもの(以下省略)

第110条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第四条の規定による免許又は第二十七条の十八第一項の規定による登録がないのに、無線局を開設し、又は運用した者

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

電波法

- ▶ **第108条の2** 電気通信業務又は放送の業務の用に供する無線局の無線設備又は人命若しくは財産の保護、治安の維持、気象業務、電気事業に係る電気の供給の業務若しくは鉄道事業に係る列車の運行の業務の用に供する無線設備を損壊し、又はこれに物品を接触し、その他その無線設備の機能に障害を与えて無線通信を妨害した者は、五年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

電波法

- ▶ **第109条** 無線局の取扱中に係る無線通信の秘密を漏らし、又は窃用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- ▶ **2** 無線通信の業務に従事する者がその業務に関し知り得た前項の秘密を漏らし、又は窃用したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- ▶ **第109条の2** 暗号通信を傍受した者又は暗号通信を媒介する者であつて当該暗号通信を受信したものが、当該暗号通信の秘密を漏らし、又は窃用する目的で、その内容を復元したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- ▶ **2** 無線通信の業務に従事する者が、前項の罪を犯したとき(その業務に関し暗号通信を傍受し、又は受信した場合に限る。)は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- ▶ **3** 前二項において「暗号通信」とは、通信の当事者(当該通信を媒介する者であつて、その内容を復元する権限を有するものを含む。)以外の者がその内容を復元できないようにするための措置が行われた無線通信をいう。
- ▶ **4** 第一項及び第二項の未遂罪は、罰する。
- ▶ **第109条の3** 第四十七条の三第一項(第七十一条の三第十一項、第七十一条の三の二第十一項及び第二百二条の十七第五項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

Winny規制に対するぷららの見解

- ▶ 総務省より利用者の同意なくWinnyによる通信の完全規制を実施することについては通信の秘密の侵害に当たる可能性があるとの見解
- ▶ ()実態として違法著作物の流通に使用されている一部のファイル交換ソフトウェアの帯域制限については、総務省から、適正なネットワークサービスの維持管理のために必要な範囲での帯域制御は正当業務行為といえるため適法であるとの見解を得ております。なお「ぷらら」では上記ソフトウェアを除くゲームソフト等の一切のソフトウェアについては帯域制限等は実施しておりません。
かなり玉虫色の文書。
ソフトウェア毎の帯域制限は許されないはず。

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

電気通信事業者における大量通信等への対処と通信の秘密に関するガイドライン

- ▶ 1 通信の秘密
事業法第4条の通信の秘密の範囲については、...通信当事者、通信日時、通信量、ヘッダ情報等広範な情報が含まれるものと考えられるため、...通信の秘密の構成要素に当たりうることを前提として検討することが適当である。
- ▶ 2 機械的検索と通信の秘密
機械的に処理される仕組みであっても、...**機械的に検索を行い特定の条件に合致する通信を検知し、当該通信を通信当事者の意思に反して利用する行為は、通信の秘密の侵害(窃用)(事業法第4条、第179条)に当たる。**ただし、通信当事者の同意があれば窃用に当たらないため、構成要件を満たさない。
また、正当業務行為、正当防衛、緊急避難等の違法性阻却事由がある場合には違法性が阻却される。...正当業務行為については、事業者が特定のサービスを適正に提供する上で必要かつ相当な対策であることが前提となる。
- ▶ 3 大量通信等への対応に関する一般論
緊急時に行われる対策については、一般的に、正当防衛、緊急避難の要件を満たす場合には通信の秘密の侵害について違法性が阻却されることになる。これに対して、常時行われる対策については、...正当業務行為に当たる場合に違法性が阻却されることになる。

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

企業内でも通信の秘密は簡単ではない。

- ▶ 日経クイック情報電子メールモニタリング事件
- ▶ 社内のメールサーバから発見された私用メールを、会社の管理職が閲覧したとして、損害賠償請求訴訟
- ▶ 東京地方裁判所は平成14年2月26日、調査の態様等によっては、労働者の精神的自由を侵害した違法な行為として、不法行為を構成することがある。とした。
- ▶ モニタリングを就業規則化し、承諾書を取るなどの措置が望ましい

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

匿名性とは？

- ▶ 何らかの行動をとった人物が誰であるのかが分からない状態を指す。～ウィキペディア
- ▶ 通信内容が解らないようにする。
- ▶ なりすましを可能にする。
- ▶ 第一発信者が誰か解らないようにする。
Winyyにおける匿名性
- ▶ 警察に捕まらない
検察の主張
- ▶ 卑怯者

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

ところで、Winnyの匿名性とは？

- キャッシュの拡散によって第一発信者が解りにくくなる。
Winnyでは、Freenet・Share型のプッシュ型の匿名性機能を採用していない。
- キャッシュを持っていることはすぐ解る。中継発生率はかなり低い。
- 暗号部分は、スタレ程度。すぐ、解読できる。
- 正犯とされる人は、わざわざ、Winny BBSでIPアドレスを公開

Winnyの匿名性は警察に捕まらないという意味では期待できない。

悪用して捕まっても、開発者のせいにするな。

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

念のためWinny事件地裁判決

- Winnyの技術自体は価値中立的で、いろいろな分野に応用可能
匿名性ゆえに、地裁で罰金刑になった事件でもない。
- 著作権侵害を積極的企図していたとは認められない。
著作権侵害を意図していたからでもない。
- 基本的には、著作権侵害で使われている実態を知っていたから幫助が成立するとされたと理解するべき。

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved